

東松山市私道等採納基準

東松山市私道等採納基準（令和元年12月11日決裁）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、市の管理に属しない既存の私道（付替え道路を含む。）及び水路を市が寄附採納を受ける場合（以下「採納」という。）の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

（道路の採納要件）

第2条 道路の採納は、起点及び終点が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号又は同条第2項に該当する公道に接続し、かつ、起点及び終点異なる公道に接続し車両の通り抜けができるものでなければならない。

2 道路の採納は、前項に該当する場合のほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 道路管理者が安全面及び管理上支障がなく、一般交通の用に供する道路と判断できるものであること。
- (2) 採納は全て無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるものであること。
- (3) 道路の占用物件その他の附属物が交通及び道路管理に支障のないものであること。

3 前2項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める道路については採納することができる。

（水路の採納要件）

第3条 水路の採納は、次の各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 起点及び終点が市の管理する水路又は河川に接続しているものであること。
- (2) 水路管理者が安全面及び管理上支障がないと判断できるものであること。
- (3) 採納は全て無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるものであること。

（道路形態）

第4条 採納される道路形態は、次の各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 道路の幅員が4.00メートル以上であること。
- (2) 路面はアスファルト舗装であり、排水施設（L形側溝又はU字溝）が設置

され、末流排水は市、県又は国が管理する施設へ適切に排水されるものであり、浸透処理は不可とする。

- (3) 交差角 120 度以下の平面交差若しくは屈曲部分については原則隅切りが設置されており、1 辺が 2.00メートル以上であること。

(付替えによる道路)

第 5 条 付替えによる道路は、別に定める付替要件に該当し、既存道路と同幅員以上かつ同等以上の構造で採納できるものであること。

(事前協議)

第 6 条 採納しようとする者は、その申請前に市長と寄附事前協議書により事前協議を行わなければならない。

- 2 市長は前項の協議があった場合は、寄附事前協議回答書により回答するものとする。

(寄附申請)

第 7 条 前条の協議が整った場合には、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、寄附事前協議回答日から 1 年以内に寄附申請書の提出がない場合は、再度、事前協議から手続を要するものとする。

- (1) 寄附申請書
- (2) 位置図
- (3) 公図写
- (4) 平面図
- (5) 測量図（地積測量図、道路区域図）
- (6) 理由書
- (7) 土地登記事項の証明書
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 同意書（共有等で所有者が複数の場合）
- (10) 登記原因証明情報・承諾書（共有の場合には全員分必要）
- (11) 現地写真
- (12) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第 8 条 寄附行為により他の法令等に抵触すると思われるものについては原則として採納できないものとする。

第 9 条 市長は、この基準に定めるもののほか、採納に関し必要があると認めるときは別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 54 年 8 月 31 日以前に既成されている道路の採納については、第

- 4 条第 2 号、第 3 号を適用しない。
- 3 昭和 5 4 年 9 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに築造されている道路のうち公道から公道へ通りぬけている道路の採納については、第 4 条第 2 号、第 3 号を適用しない。
- 4 平成 1 8 年 4 月 1 日から第 6 条に規定する事前協議の日までに築造された道路は、原則として採納できないものとする。
- 5 令和 8 年 1 2 月 1 8 日までに第 6 条に規定する事前協議を行い、かつ、令和 9 年 3 月 3 1 日までに第 6 条に規定する事前協議の回答をした私道等の寄附採納については、なお従前の例による。

寄附事前協議書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所
協議者

氏 名

〔 代理人 氏名
TEL 〕

下記の土地及び構造物等を寄附したいので、関係資料を添えて協議いたします。

記

1 対 象 地

2 対 象 施 設

3 内 容

4 理 由

5 添付資料

- ①案内図 ②公図写（対象地赤色着色）③測量図（測量済の場合）④内容説明図
- ⑤写真（寄附の範囲を赤線で明示）⑥整備計画図（新設・拡幅の場合）

寄 附 事 前 協 議 回 答 書

発第 号
年 月 日

様

東松山市長

年 月 日付で、協議のあった件については、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 対 象 地
- 2 対 象 施 設
- 3 回 答 主 旨

寄附申請書

年 月 日

東松山市長

宛て

住所又は所在地

氏名又は代表者名

実印

下記の土地及び構造物等を寄附採納願いたく、関係図面・書類を添えて申請いたします。

1 添付図面・書類

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 平面図
- (4) 構造図（新設・拡幅の場合）
- (5) 測量図（地積測量図、
道路区域図）
- (6) 理由書
- (7) 土地登記事項の証明書
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 同意書（共有等で所有者が
複数の場合）
- (10) 登記原因証明情報・承諾書
- (11) 現地写真
- (12) その他必要と認めるもの

2 寄附不動産の明細

大 字	字	地 番	地 目	地 積	所 有 者
計					

3 寄附内容



登記原因証明情報・承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者（甲） 東松山市

義務者（乙） _____

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を道路敷地として寄附した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記に関する承諾

上記のとおり相違ありませんので、私は、東松山市に本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日 さいたま地方法務局 東松山支局
上記のとおり相違ありません。

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

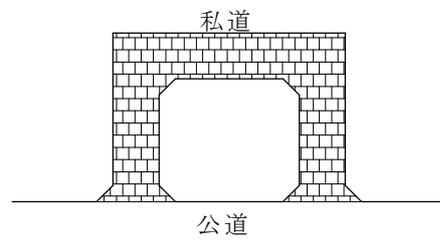
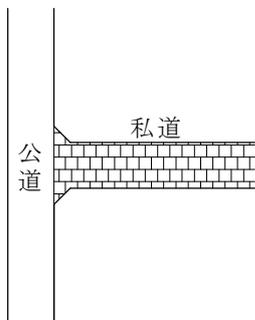
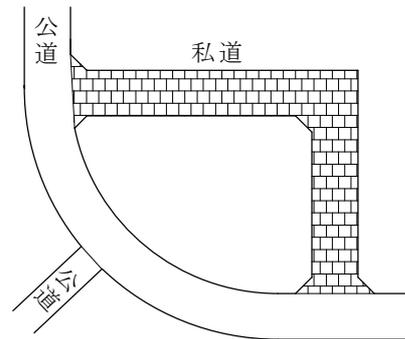
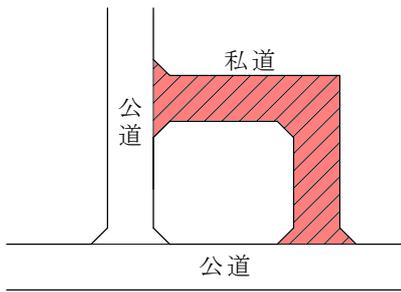
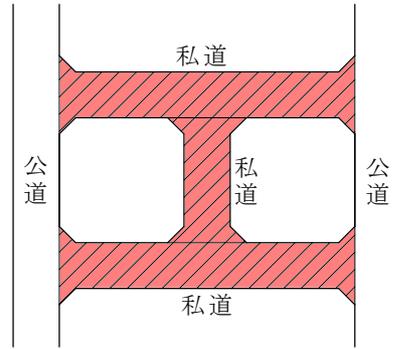
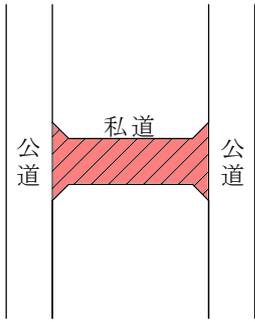
甲 住 所 東松山市松葉町 1 - 1 - 5 8 _____

埼玉県東松山市

氏 名 東松山市長 _____ 印

(参考図)

凡 例	
寄附できる例	
寄附できない例	



(参考図)

凡 例	
寄附できる例	
寄附できない例	

